

平成28年9月21日

弁護士 菊間 龍一

1 準備書面と証拠の提出

(1) 原告からは、責任論に関する準備書面(38)から(40)と関連証拠を提出しました。内容については、後記「2」で簡単に解説します。

また、原告5名の陳述書を提出しました。これまで、法廷でも多くの原告の方に意見陳述をしていただきましたが、この陳述書は、いわき市民の皆さんの典型的・代表的な被害実態を証明する書証(証拠書類)として提出するものです。今後も同様に40～50名程度の方の被害実態を陳述書として提出していきます。

(2) 被告東京電力からは、準備書面(13)と関連証拠が提出されました。いわき市の線量や除染状況、避難者の推移やインフラ等に関する状況を主張するものです。

(3) 被告国からは、原子力損害賠償制度や立法経緯に関する証拠が提出されました。

2 準備書面(38)から(40)について

(1) 原発事故被害の救済を求める訴訟は全国各地で行われており、その多くの弁護団が相互に協力して、主張・立証の内容を共有する努力をしています。その中で、今回は責任論について、審理が比較的先行している訴訟でなされている主張を参考にして、3つの準備書面を提出しました。

(2) 準備書面(38)は、原発施設の重要設備が被水しないように対策を講じなければならないことが既に明らかであったことなどを主張するものです。東京電力の不正の発覚に端を発して設置された「安全情報検討会」では、内部の配管破断等による溢水(内部溢水)や津波等による溢水(外部溢水)の原発施設に対する影響が検討され、その対策について「必要ならば対策を建てるように指示する。そうでないと『不作為』を問われる可能性がある。」ととりまとめがされました。

その後も、敷地高さを超える津波が襲来する可能性があることを示す知見が集積されていきました。また、2006年の「溢水勉強会」では、浸水により電源設備の機能を喪失する可能性があることを東京電力自らが報告しており、また、本件原発事故においてまさに発生した事故経緯と同様な報告もされていました。

このように、敷地高さを超えて津波が来ることにより重要設備が被水する可能性があること、原発施設の重要設備が被水したら事故が発生しうること、は明らかでした。もとより、国・東電が認めるように、日本の原発は、敷地高さを超える津波が襲来することを想定していません。つまり、想定される津波より高い位置に設置することが唯一の津波対策でした。

そして、東京電力らの多数の不正が発覚したように、原子力事業者の自主的な取組

みに任せるといふ国の指導方式は破綻してしまつた。だからこそ、国は、法令の趣旨に従つて、原子力事業者に対し、敷地高さを超える津波への対策を講じさせるために、規制権限を行使しなければならなかつたのです。

- (3) 準備書面(39)は、国側の証人を含む3名の専門家の証言を踏まえて、福島第一原発で敷地高さを超える津波の襲来が予見可能であつたことを明らかにするものです。

1997年に国が公表した「4省庁報告書」では、沖合で最大8.6mの津波が予測されておりました。この津波が敷地にぶつかつて遡上することを考慮すれば、敷地高さを超えて浸水し得るといえます。また、1999年に国が公表した「津波浸水予測図」では、津波高さが6mの場合には2~3m、津波高さが8mの場合には2~5m敷地高さを超えて浸水することが予測されておりました。

そして、2002年「長期評価」では、福島県を含む日本海溝寄りでM8クラスの大規模な津波地震が起きる可能性があることが指摘されました。このとりまとめ役であつた島崎証人は千葉地裁における証人尋問において、「もし明治三陸津波が日本海溝沿いのどこでも起こると考えれば、福島県から茨城県まで高さ10メートルを超える津波が来る」「津波の専門家にとってみれば、敷地高を超えるというのは常識です」と指摘します。また、2008年には東京電力が「長期評価」の知見を用いて、福島第一原発1号機から4号機が1~2.6m程度浸水するという推計をしています。これと同様な推計が2002年当時可能であつたことは、千葉地裁における国側の佐竹証人も認めざるを得ませんでした。

このように、2002年「長期評価」が公表された際には、その知見を用いて福島第一原発の主要建屋のある敷地高さを超える津波が襲来することを、国・東電において容易に把握することができたのです。

- (4) 準備書面(40)は、国・東電が唯一の基準とする「津波評価技術」が、津波の伝わり方の計算方法を目的として策定されたものであり、その前提として想定する地震について検討するものではなかつたこと、それにもかかわらず国・東電がそれを無視して意図的に目的を超えて利用したことを主張するものです。

津波のシミュレーションを行う際には、①前提としてある地震を想定すること、②その地震による津波がどのように伝わっていくかを計算すること、の2段階に分けられます。「津波評価技術」は、②について検討したものであり、①については「既往最大」の地震しか想定していません。これに対し、その3か月後に公表された「長期評価」は、①について、「既往最大」を超える「想定し得る地震」を示したものです。それぞれの目的が異なることは、「津波評価技術」の策定に携わつていた国側の佐竹証人も指摘しています。

そうすると、①について「既往最大」しか前提としていながつたのだから、「想定し得る地震」を示した「長期評価」の最新の知見を踏まえて、「津波評価技術」の②の推計を行うべきでした。そして、2008年に東京電力がそれを行い、敷地高さを超え

て浸水するという推計をしていたこと、その推計が2002年当時に可能であったことは先に述べたとおりです。

それにもかかわらず、国・東電は、計算方法は優れているものの「既往最大」しか前提としていない「津波評価技術」を、その後の津波対策の基礎とした結果、敷地高さを超える津波に対する必要な防護措置は取られることはなく、本件原発事故に至ったのです。「長期評価」の最新の知見を取り入れずに、あえて「津波評価技術」に依拠して津波対策を怠った国・東電の不法行為責任は明らかです。

3 今後の進行について

責任論については、今回までの原告の主張に対する反論を、国が次回あるいは次々回までに行います。東電は損害論の反論後に責任論の反論を行います。これに対する原告からの再反論も必要に応じて行う予定です。

損害論については、東電が、今回提出した東電準備書面（13）に加えて準備書面を提出します。原告からは、この東電準備書面（13）に対する反論を行います。また、原告からは、今年度中には代表40～50名の陳述書を証拠として提出する予定です。裁判所に対し、本件原発事故によりいわき市民のみなさんが受けた被害の実態を伝える重要なものとなりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

以上